

6. 昭和24年度民間研究機関事業補助金交付対象選定基準について

〔諮問〕

発大第208号  
昭和24年7月30日

日本学術会議 研究機関査定委員会  
委員長 野村兼太郎 殿

文部省大学学術局長

昭和24年度民間研究機関事業補助金交付対象選定基準について  
諮問のこと

左記のことについて貴委員会の御意見を承りたい。

記

1. 昭和24年度民間研究機関事業補助金の交付を有効適切に行うには如何なる基準によるべきか。

なお、昭和24年度民間研究機関事業補助金交付対象選定基準の一案を参考のため添付する。

(添付書類 省略)

[答申]

研発第340号

昭和24年8月10日

文部省大学学術局長殿

日本学術会議

研究機関査定委員会委員長

昭和24年度民間研究機関事業補助金交付対象選定基準について  
(昭和24年7月30日付発大第208号に対する回答)

本委員会の意見は、左記の通りであります。

本委員会は、学術上維持助長するに適する研究機関を認定してお知らせしますから、貴方ではそれに基づいて補助する研究機関を選定し、補助額を査定することを希望します。

記

昭和24年度民間研究機関事業補助金の交付対象は、次の条項の条件を具備するものであることを要する。

1. 学術上または公益上重要な研究またはこれに準ずる事業を行う研究機関であること。
2. 相当の研究実績及び相当の事業計画を有する研究機関であることを特に重視すること。
3. 研究施設及び研究従事者の相当充実した研究機関であること。
4. 経営状態が助成を特に必要とすることが具体的に明白な研究機関であり、その補助金の交付によって研究機関の経営が継続できる見透しを有するものであること。
5. 公益法人格を有する研究機関またはこれに準ずるものを対象とし、営利法人附属研究機関またはこれに準ずるものはその対象としないこと。

なお、補助金の配分に際しては、右の条項の順序に従い、重点的に決定すべきである。